

# 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

## 1 高千穂町緑の分権改革推進事業公募型プロポーザルの名称

高千穂町緑の分権改革推進事業

## 2 プロポーザルの概要

### (1) 目的

地球温暖化防止のためには、迅速かつ継続的な対応が求められており、地域資源を最大限に活用した再生可能なクリーンエネルギーの導入促進が効果的・効率的な防止策として位置づけられている。

クリーンエネルギーの導入促進は、地球温暖化防止に留まらずエネルギー自給率の向上や地域の活性化への展開が可能であり、国においても地域の食料やエネルギー自給率を高める「緑の分権改革」を推進している。

本事業では、町の地域特性に応じた、クリーンエネルギー導入の重点的・戦略的推進による技術的検討及び低炭素まちづくりの構築に向けた基礎検討資料作成に関する企画提案を求め、評価の最も高い提案をした者を受注予定者として選定する。

### (2) 事業内容

別添「高千穂町緑の分権改革推進事業 特記仕様書」のとおりとする。

### (3) 工期

契約を締結した日から平成23年2月28日まで

### (4) 予算額

予算総額は、6,500千円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

## 3 参加資格要件

参加者は、以下に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正または再生手続きの申立てがなされたものではないこと。

(3) 本公告資料の他、高千穂町緑の分権改革推進事業公募型プロポーザル方式に係る企画提案書作成要領、高千穂町緑の分権改革推進事業特記仕様書の記載事項を遵守すること。

(4) 業務内容についての守秘義務を的確に遂行できる能力を有すること。

(5) その他、委託者側との協議に柔軟、真摯に対応できること。

## 4 参加申込

参加を希望する者は、以下のとおり参加申込書その他の資料を提出すること。

### (1) 提出資料

参加申込書（様式1）及び提出書類（様式2～様式4）に記入押印のうえ提出すること。

参加申込書は必要書類を添付のうえ、左側2ヶ所をホッチキス等にて綴じるものとする。

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。

( 2 ) 提出期間  
平成 2 2 年 6 月 2 1 日 ( 月 ) から平成 2 2 年 7 月 1 日 ( 木 ) 午後 5 時まで

( 3 ) 提出方法  
持参もしくは郵送にて提出すること。その他方法による提出は認めない。  
郵送する場合は、封書の表に「高千穂町緑の分権改革推進事業 参加申込書等在中」と明記すること。提出期限までに届かなかった参加申込書等は無効とする。

( 4 ) 提出場所  
〒 8 8 2 - 1 1 9 2 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 1 3 番地  
高千穂町役場 企画観光課 企画開発係 ( 担当 : 谷川 )  
電話 : 0 9 8 2 - 7 3 - 1 2 0 7 F A X : 0 9 8 2 - 7 3 - 1 2 2 5  
E - m a i l : kikaku@town-takachiho.jp

## 5 プロポーザルスケジュール

実施要領等への質問受付	平成 2 2 年 6 月 2 1 日 ( 月 ) ~ 6 月 2 4 日 ( 木 )
質問に対する回答	平成 2 2 年 6 月 2 8 日 ( 月 )
参加申込書の提出期限	平成 2 2 年 7 月 1 日 ( 木 )
企画提案資料提出期限	平成 2 2 年 7 月 8 日 ( 木 )
審査会	平成 2 2 年 7 月中旬
審査発表 ( 受注、非受注の通知 )	平成 2 2 年 7 月下旬

## 6 企画提案書の作成に関する質問及び回答

別添、「高千穂町緑の分権改革推進事業公募型プロポーザル方式に係る企画提案書作成要領」参照のこと。

## 7 企画提案資料の提出

別添、「高千穂町緑の分権改革推進事業公募型プロポーザル方式に係る企画提案書作成要領」参照のこと。

## 8 企画提案書の審査

提出された企画提案書は、高千穂町緑の分権改革推進事業公募型プロポーザル審査会 ( 以下、審査会という。 ) において、厳正かつ公平に評価して審査する。なお、見積書は審査の対象とはしないこととする。

## 9 受注予定者の決定方法

( 1 ) 審査会において、企画提案書を厳重に審査し、要求水準を満たす者のうちから優秀提案者を決定する。なお、審査会が必要と認める場合は、追加でヒアリング等を行う場合がある。

( 2 ) 審査結果は、書面により通知し、審査内容及び審査結果についての質問等は受け付けない。また、審査結果に対しての異議申し立ては、受け付けない。

## 10 評価基準及び評価方法

( 1 ) 要求水準を満たした者について、企画提案書を点数化した総合得点をもって行う。

( 2 ) 評価基準においては、公表しない。

## 11 その他

( 1 ) 要領に定めのない事項については高千穂町が定める手続きによる。

( 2 ) 参加申込書を提出した後に辞退する場合は、「プロポーザル辞退届」( 様式 6 ) を提出すること。